

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月

昭和60年11月29日にA社を退職した際、国民年金への切替手続きのために町役場に出向いた。役場の担当者から「月末の1日であっても1か月分の保険料が掛かります。」と説明を受けたが、年金は税金と同じで納めなければならないものであるし、納付月を空けてはいけないと思い納付手続を行った。当該手続の時期が月末であったので、当該月分の保険料の納付書を町役場で発行してもらい、同年12月2日にB金庫C支店で納めたと記憶している。現在まで、国民年金保険料については、夫婦共に未納とならないように努めてきたのに、私の納付記録に1か月の未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付済みである。

また、申立人は、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているほか、申立人の夫は、20歳に到達した時点から現在までの国民年金加入期間の保険料を全て納付済みであるなど、夫婦の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の市町村国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の「昭和60年12月1日」が被保険者の資格再取得日となっているものの、申立人が所持している年金手帳を見ると、「被保険者となった日」は「昭和60年11月30日」と記載されており、取扱市町村名のゴム印(確認印)が押されていることが確認できることを踏まえると、厚生年金保険から国民年金への切替手続時点において、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 39 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 まで
② 昭和 37 年 7 月から 39 年 9 月まで

ねんきん特別便を見たところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、申立期間当時、自営業を営んでいたが 40 歳後半頃に従前からの病状が悪化してきたため、自営業を廃業した。

私の妻は、生活を支えるため、昭和 52 年頃から A 職として約 4 年間一生懸命働いた。妻が A 職として働いていた時、今まで滞納していた夫婦二人分で約 30 万円ほどの保険料を妻がまとめて納付したと記憶している。妻の保険料は納付済みになっているのに、私の申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金加入期間に未納が無く、申立人の申請免除及び法定免除期間並びに自身の申請免除期間について、一部を除き、追納保険料を納付しているほか、申立人及び自身の国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど、申立人及びその妻は、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月 13 日に夫婦連番で払い出され、国民年金制度発足時の 36 年 4 月 1 日に資格

取得しており、申立期間①及び②は、特殊台帳の記録上、強制加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「昭和 55 年 6 月頃に夫婦の未納期間の保険料を遡って約 30 万円納めた。」と主張しているところ、申立人の妻の特殊台帳を見ると、申立期間①及び②と同一期間の保険料を昭和 55 年 6 月 24 日に特例納付（第三回）していることが確認できる上、一括納付したとする保険料額は、夫婦二人分を特例納付するのに必要な保険料額とほぼ一致している。

加えて、申立人は、事後重症として昭和 53 年 10 月 19 日から国民年金法第 30 条第 2 項に該当し障害年金の受給権が発生しているところ、申立人の妻は、「夫の申請免除期間について、追納保険料を納付したのは、夫の障害程度の進行など将来の生活が不安定であったためである。」と供述しているほか、一括納付したとする未納期間の保険料について、「家計を支えるためA職として4年間、一生懸命働いたので、ある程度の預金ができ、一括納付することができたし、また、追納保険料も納めることができた。」と供述しており、この申立人の供述は、詳細かつ具体的であり不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年3月から同年5月までは24万円、同年6月は32万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から10年4月までは22万円、同年5月から同年12月までは26万円、11年1月から12年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から14年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月6日から14年6月26日まで

ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額が余りにも低いので、給与明細書と比較してみたところ、実際に支給された給料より低い報酬月額で届けられていることが分かった。また、念のため、給与明細書に記載された保険料控除額を確認したところ、届出に基づいて決定された標準報酬月額を上回る標準報酬月額によって保険料が控除されていることが分かった。当該期間の給与明細書等を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された給与明細書から、申立期間のうち、平成9年3月は24万円、同年6月は32万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から10年4月までは22万円、同年5月から同年12月までは26万円、11年1月は28万円、12年8月は26万円、13年7月、同年9月、同年12月、14年1月、同年3月及び同年4月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人は、上記期間以外の給与明細書を所持していないものの、上記の給与明細書において確認できる給与支給科目ごとの支給額を見ると、毎月ほぼ定額支給であったと推認できるところ、平成9年4月及び同年5月については、給与明細書から確認できる同年3月の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は24万円であることが確認できることから、当該月においても同額の報酬月額と保険料控除が継続していたと推認され、当該月の標準報酬月額は、24万円と認められる。

平成9年7月については、給与明細書から確認できる同年6月及び同年8月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は32万円であることが確認できるものの、同年6月の報酬には、同月のみに支給された達成手当等が含まれており、同年7月には当該手当は支給されず、同年3月とほぼ同額の報酬月額が支給されていたと推認され、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であることから、当該月の標準報酬月額は、24万円と認められる。

平成11年2月から12年7月までについては、給与明細書から確認できる11年1月及び12年8月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は28万円であることから、当該期間においても同額の保険料控除が継続していたと推認され、当該期間の標準報酬月額は、28万円と認められる。

平成12年9月から13年6月までについては、給与明細書から確認できる12年8月及び13年7月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は28万円であることから、当該期間においても同額の保険料控除が継続していたと推認され、当該期間の標準報酬月額は、28万円と認められる。

平成13年8月、同年10月、同年11月、14年2月及び同年5月については、給与明細書から確認できる13年7月、同年9月、同年12月、14年1月、同年3月及び4月の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は28万円であることが確認できることから、当該月においても同額の報酬月額と保険料控除が継続していたと推認され、当該月の標準報酬月額は28万円と認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一

致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成9年2月については、申立人のオンライン記録の資格取得時における標準報酬月額は20万円であることが確認できるものの、給与明細書等が無く、当該標準報酬月額に相当する保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年2月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和40年5月を3万円、41年9月を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和40年5月及び41年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月30日から42年2月21日まで

ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、私の所持している当該期間に係る給与明細書の報酬月額と大幅に相違していることが分かったので、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和40年5月を3万円、41年9月を5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の関係資料から、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年7月から同年12月まで、40年2月から同年4月まで、同年6月から同年11月まで、41年1月から同年7月まで、同年10月から42年1月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和40年1月、同年12月及び41年8月については、給与明細書等が無く、保険料控除額を確認することはできないものの、前後の月の給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和39年7月から40年4月まで、同年6月から41年8月まで、同年10月から42年1月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年10月21日まで
ねんきん定期便を見たところ、私が厚生年金保険被保険者資格を喪失（平成9年10月21日）した後の平成10年3月24日に、資格取得日である8年6月1日に遡って標準報酬月額が20万円から15万円に引き下げられているが、申立期間当時の給与は月額20万円であったので、当該記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳から、申立人は、申立期間について20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主により支給されていたことが認められる。また、オンライン記録においては、当初、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する20万円と記録し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年10月21日）以降の平成10年3月24日に、8年6月1日から9年10月21日までの期間の標準報酬月額を遡及して15万円に引き下げていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及して標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、閉鎖登記簿謄本から同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主である申立人の父親は「社会保険料を滞納していたが、標準報酬月額の遡及訂正の届出等についての認識は全くない。破産申立てを行った翌日に、破産管財人に代表者印のほか関係書類を引き渡した。」と供述している。

本件は、破産手続開始（平成9年11月7日）後に遡及訂正に係る記録

の処理（平成 10 年 3 月 24 日）が行われており、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、取締役であった申立人には既に業務を執行する責任が無い上、自ら標準報酬月額の遡及訂正に係る手続に関与していたと推認する周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの期間、55年4月から同年6月までの期間、同年10月から56年3月までの期間、57年1月から平成4年1月までの期間、同年3月から8年7月までの期間及び同年9月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から53年3月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和57年1月から平成4年1月まで
⑤ 平成4年3月から8年7月まで
⑥ 平成8年9月から9年1月まで

私は、昭和50年12月31日にA社を退職した後、B社を起業した。起業後、当初は自分で、昭和54年度以降はC社に税務申告を依頼して、きちんと税務申告を行ってきたことから、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは考えられない。

現在のC社に確認したところ、申立期間当時、税務申告を依頼していたC社は既に廃業しており、全く書類の控えが残っていないとの回答を得ているが、当初は納付書で、後に口座振替で国民年金保険料を納付していたので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から③までについて、申立人は、「昭和51年1月に自分で起業してから5年間ほどは、妻に納付を依頼していた。」と供述している。
しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月16日に払い出され、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した51年1月1日に遡って資

格取得しており、この払出日を前提とした場合、申立期間①のうち、昭和51年1月から3月までの国民年金保険料は過年度納付によって、同年4月から53年3月までの期間と申立期間②及び③の国民年金保険料は現年度納付によってそれぞれ納付することになるが、申立人及び妻からは納付方法等について具体的な供述は得られないほか、申立期間①については特例納付（第三回）によって納付することも可能であるが、申立人及び妻からはこれらの納付方法に関しての具体的な供述が得られなかった。

また、申立期間②については、申立人の妻は納付済みであるが、申立期間①のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間及び申立期間③については、申立人の妻も未納である上、申立人の妻は「35年も前のことであり、国民年金保険料の納付については全く覚えていない。」と供述していることから、申立人の妻が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたとみるのは困難である。

- 2 申立期間④から⑥までについて、申立人は、「口座振替によって納付しており、確定申告をきちんと行っていたので未納であることに納付できない。」と申し立てているが、申立人からは当該口座振替手続及び保険料の納付に関する具体的な供述は得られない上、申立人が国民年金保険料の口座振替を行っていたとするD銀行E出張所における申立期間に係る出入金履歴は、既に保管されておらず、確認できない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、F銀行G支店において国民年金保険料の口座振替を行っていることが確認できるものの、同行同支店は「申立人が当支店で国民年金口座振替手続を行ったのは、平成9年1月であり、同年2月26日から振替されている。また、当支店で預金口座の出入金履歴が確認できるのは平成7年10月1日以降である。」と回答しているところ、同支店から提出された申立人に係る預金口座の出入金履歴を見ると、平成7年10月1日から9年2月25日までの間においても、国民年金保険料の出入金履歴は確認できない。

- 3 さらに、申立期間は六つの期間に及んでいるほか、申立期間①から⑥までの期間は近接しており、複数回に及ぶ事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、オンライン記録、特殊台帳及びH市の国民年金被保険者納付記録票は全て一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧（H市：5万4,365件）したが、申立人の氏名は確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 52 年 7 月まで
年金記録の照会をしたところ、厚生年金部分の回答があり、厚生年金保険と国民年金との重複加入の記載がなかった。

私の国民年金の加入記録は昭和 52 年 8 月 1 日からとなっているが、当該時点において自分で加入手続をした覚えは無い。昭和 45 年 3 月に結婚し、結婚後に夫が国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をしたと思う。申立期間は、夫の自営業を手伝いながら他の事業所でも働いており、夫婦共に年金制度を熟知していなかったため国民年金と厚生年金保険の両方に加入し、保険料を納めていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月 25 日に払い出され、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 52 年 8 月 1 日に遡って資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳のほか、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び特殊台帳を確認したところ、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録が確認できないことから、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月及び 49 年 11 月から 52 年 3 月までの期間は、国民年金の未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 5 月から 49 年 10 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 7 月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、当該期間の保険料について

過去に還付した記録も確認できない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日まで

私は、高校を卒業してA社B支店C営業所に昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 3 月末まで継続して勤務していたが、ねんきん特別便を見たところ、41 年 8 月 5 日に厚生年金保険に加入していることになっている。私が勤務していた期間は、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から申立人が申立期間当時、A社B支店C営業所で継続して勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に資格取得している者のうち、連絡先が判明した同僚 11 人に対して、入社時期等について聴取したところ、入社時期について回答のあった 8 人の同僚のうち、4 人の女子従業員全員が入社から 1 か月以上（最長 10 か月）経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況がみられることから、当該事業所は当時、従業員の採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

また、経理関係事務を担当していた代表者の妻は、「入社時の社会保険加入の取扱いは覚えていないが、すぐに退職する者が多かったので、入社と同時に加入させていなかったかもしれない。社会保険への加入手続前において厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 4 月に適用事業所でなくなっているほか、当該事業所の代表者は既に死亡しており、申立ての事実を確認できな

い。

加えて、A社D支店は、「当該事業所に係る関係資料が全く残されておらず、申立てどおりの届出や保険料控除を行ったかは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。